



令和7年6月12日

地域保健推進課 感染症対策担当

担当：佐々野、岩下

電話：095-895-2466 内線：4680

オウム病患者の発生について

県内でオウム病患者の発生届が報告されました。現在の調査方法になってから、県内では2005年に4例、2017年に1例が報告されています。

オウム病は、インコ、オウム、ハト等の糞に含まれた菌を吸い込んだり、口移してエサを与えたりした際に口から菌が侵入することで感染します。妊婦は重症化する傾向があると報告されており、感染源となりうる鳥類等への接触を避けるよう配慮が必要です。

1. 概要

- 1) 発 生 地： 長崎県内
- 2) 患 者： 女性（30代妊婦、当該感染症による死亡疑い）
- 3) 発 病 年 月 日： 令和6年1月8日
初 診 年 月 日： 令和6年1月10日
確 定 年 月 日： 令和7年6月5日
- 4) 診 断 方 法： 保管検体からの病原体遺伝子の検出
- 5) 症 状 等： 発熱、関節痛、呼吸困難、意識障害など
- 6) 感 染 経 路： 不明

【参考】オウム病患者の年間報告件数（単位：人）

年	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025※
全国	13	6	13	7	9	12	8	4	5
長崎県	1	0	0	0	0	0	0	0	1

※2025年の件数は、全国は第22週（1月から6月1日まで）時点、長崎県は第23週（1月から6月8日まで）時点の感染症発生動向調査週報(IDWR)の速報データ

オウム病とは

オウム病クラミジアによる人獣共通感染症です。1～2週間の潜伏期間のあと、突然の発熱（38℃以上）で発症し、咳や痰を伴います。全身倦怠感、食欲不振、筋肉痛、関節痛、頭痛等のインフルエンザのような症状が出現し、重症になると、呼吸困難、意識障害を起こし、死亡する場合があります。妊婦は重症化する傾向があると報告されています。治療は抗菌剤投与です。

この情報提供は、オウム病に関する正しい知識の普及と注意喚起を目的とした広報活動です。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条及び第4条において求められているように、患者等の人権尊重には御配慮と御理解をいただきますようお願いいたします。

2. 感染予防策等

- ・ 鳥類との過度な接触は避けましょう。
- ・ 鳥類を飼育するときは、ケージ内の羽や糞をこまめに掃除しましょう。
- ・ 鳥類の世話をした後は、手洗い、うがいをしましょう。
- ・ 健康な鳥でも保菌している場合があり、体調を崩すと糞便や唾液中に菌を排出し感染源となる場合があるので、鳥の健康管理に注意しましょう。
- ・ 鳥を飼っている人が治りにくい咳や息苦しさ等の症状を感じたら、医療機関を受診のうえ、鳥を飼っていることを医師に伝えましょう。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)【抜粋】

第三条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権を尊重しなければならない。

第四条 国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

【参考】

厚生労働省 オウム病

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000154524.html>

厚生労働省 動物由来感染症ハンドブック

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001475383.pdf>